



2026年3月2日

各 位

会 社 名 株式会社豊田自動織機
代 表 者 取締役社長 伊藤 浩一
(コード番号 6201 東証プライム・名証プレミア)
問 合 せ 先 経理部長 玉木 康一
(TEL. 0566-22-2511)

(変更) 「トヨタ不動産株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募推奨の意見表明のお知らせ」の一部変更について

当社が2026年1月14日付で公表いたしました「トヨタ不動産株式会社による当社株式に対する公開買付けに係る賛同及び応募推奨の意見表明のお知らせ」(2026年2月12日付で公表いたしました「(変更) 「トヨタ不動産株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募推奨の意見表明のお知らせ」の一部変更について」を含みます。)につきまして、その内容の一部に変更すべき事項(当該変更を以下「本変更」といいます。)が生じたので、下記のとおりお知らせいたします。

本変更は、本日、トヨタアセット準備株式会社(以下「公開買付者」といいます。)が公表した「株式会社豊田自動織機(証券コード:6201)の株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」に記載のとおり、公開買付者が、公開買付者による当社の普通株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に係る公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、本公開買付けにおける買付け等の期間を延長することとしたことに伴い、生じたものとなります。

なお、変更箇所には下線を付しております。

記

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

(変更前)

(前略)

本取引は、①本公開買付け、②(ア)本公開買付けの成立後、本公開買付けの決済の開始日の前営業日までの期間における、本普通株式出資(トヨタ不動産)及び本優先株式出資並

びに本普通株式出資（公開買付者親会社（1回目））、（イ）本公開買付けの決済後における、公開買付者親会社によるトヨタ自動車及びトヨタ不動産の取締役会長である豊田章男氏（以下「豊田氏」といいます。）を割当先とする普通株式の第三者割当増資（以下「本普通株式出資（豊田氏）」といいます。）（注14）及び公開買付者による公開買付者親会社を割当先とする普通株式の第三者割当増資（以下「本普通株式出資（公開買付者親会社（2回目）」といいます。）、③本公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提条件とした（i）トヨタ自動車による自己株式の公開買付け（以下「本自己株式公開買付け（トヨタ自動車）」といいます。）、（ii）デンソーによる自己株式の公開買付け（以下「本自己株式公開買付け（デンソー）」といいます。）、（iii）豊田通商による自己株式の公開買付け（以下「本自己株式公開買付け（豊田通商）」といいます。）及び（iv）アイシンによる自己株式の公開買付け（以下「本自己株式公開買付け（アイシン）」といいます。）（以下、（i）～（iv）を総称して「本自己株式公開買付け」といい、（i）、（iii）及び（iv）を総称して「本自己株式公開買付け（トヨタ自動車、豊田通商、アイシン）」といいます。）並びに当社による本自己株式公開買付け（トヨタ自動車、豊田通商、アイシン）への応募、④本公開買付けにより、本公開買付対象株式の全てを取得できなかった場合に当社の株主を公開買付者及びトヨタ自動車のみとすることを目的として実施される会社法第180条に基づき行う株式併合（以下「本株式併合」といい、本株式併合により当社の株主を公開買付者及びトヨタ自動車のみとし、当社株式を非公開化するための一連の手続を「本スクイズアウト手続」といいます。）、⑤本スクイズアウト手続の完了を条件として当社によって実施されるトヨタ自動車所有当社株式の自己株式取得（以下「本自己株式取得」といいます。）、⑥本公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提条件とした本自己株式公開買付け（デンソー）及び当社による本自己株式公開買付け（デンソー）への応募からそれぞれ構成されるということです。なお、本株式併合の詳細については、下記「（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。

（中略）

（iv）本自己株式公開買付け（アイシン）

アイシンが2025年6月3日付で公表した「自己株式の取得に係る事項の変更及び自己株式の公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下「本自己株式公開買付けプレスリリース（アイシン）」といい、本自己株式公開買付けプレスリリース（トヨタ自動車）、本自己株式公開買付けプレスリリース（デンソー）及び本自己株式公開買付けプレスリリース（豊田通商）と併せて「本自己株式公開買付けプレスリリース」と総称します。）によると、アイシンは、同日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及びアイシンの定款の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本自己株式公開買付け（アイシン）を行う予定であることを決議したということです。

その後、アイシンが本日付で公表した「自己株式の公開買付けの買付条件等の変更及び自己株式取得に係る事項の変更に関するお知らせ」（以下「本自己株式公開買付け条

件変更プレスリリース（アイシン）」といい、本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース（トヨタ自動車）、本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース（デンソー）及び本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース（豊田通商）と併せて「本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース」と総称します。）によると、アイシンは、本日開催の取締役会において、本自己株式公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本自己株式公開買付け価格（アイシン）」といいます。）を、本自己株式公開買付け価格（アイシン）を最終的に決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所プライム市場におけるアイシン普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場におけるアイシン普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下を四捨五入。但し、かかる金額が本自己株式公開買付け（アイシン）の実施予定の決議に係る取締役会開催日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場におけるアイシン普通株式の終値1,791円（小数点以下を四捨五入。）を上回る場合には1,791円）とすることから、本自己株式公開買付け価格（アイシン）を最終的に決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所プライム市場におけるアイシン普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場におけるアイシン普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下を四捨五入。但し、かかる金額が本自己株式公開買付け（アイシン）の買付条件等の変更の決議に係る取締役会開催日の前営業日である2026年1月13日の東京証券取引所プライム市場におけるアイシン普通株式の終値3,078円（小数点以下を四捨五入。）を上回る場合には3,078円）とすることに変更することを決議したとのことです。

なお、本公開買付け合意書において、本公開買付けが成立し、その決済が完了した後、アイシンが、本自己株式公開買付け（アイシン）を開始することを前提条件として、当社は、所有するアイシンの普通株式の全部（23,239,227株、アイシン株式所有割合（注18）：3.20%）を本自己株式公開買付け（アイシン）に応募することを合意しております。本自己株式公開買付け（アイシン）の詳細については、本自己株式公開買付けプレスリリース（アイシン）及び本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース（アイシン）をご参照ください。

（中略）

また、本公開買付けに際して、トヨタ不動産は、本取引検討中における機密保持の観点から、本公開買付けの開始予定の公表以前には、トヨタ自動車及びトヨタグループ3社並びに豊田氏を除く当社株主への本公開買付けに関する説明は行っておらず、当該各当社株主からは、その所有する当社株式について、本公開買付けへの応募の意向の連絡を受けてはいなかったとのことですが、公開買付者は、本公開買付けの成立確度を高める観点で、2025年12月上旬より、保有株式数、応募見込み等を勘案し、複数の当社株主に本公開買付けへの応募を要請し、本日までに、（a）株式会社ジェイテクト（2,002,625株、所有割合：0.67%）、（b）愛知製鋼株式会社（478,305株、所有割合：0.16%）、（c）公益財団法人

人豊田理化学研究所（119,000株、所有割合：0.04%）、（d）愛三工業株式会社（113,557株、所有割合：0.04%）、（e）トヨタL&F広島株式会社（100,494株、所有割合：0.03%）、（f）トヨタ瑞浪開発株式会社（99,300株、所有割合：0.03%）、（g）大豊工業株式会社（81,500株、所有割合：0.03%）、（h）トヨタ紡織株式会社（33,985株、所有割合：0.01%）、（i）興和株式会社（565,050株、所有割合：0.19%）、（j）浅井産業株式会社（292,500株、所有割合：0.10%）、（k）あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（3,922,472株、所有割合：1.31%）、（l）三井住友海上火災保険株式会社（2,619,400株、所有割合：0.87%）、（m）東京海上日動火災保険株式会社（2,019,550株、所有割合：0.67%）（以下、（a）～（m）の株主を総称して「応募意向表明株主」といいます。）から、各応募意向表明株主が所有する当社株式の全て（合計所有株式数：12,447,738株、合計所有割合：4.14%）について、それぞれ本公開買付けに応募する意向があるとの連絡を受けたとのことです。もっとも、公開買付者は、各応募意向表明株主から当該意向の連絡を受けたにとどまり、各応募意向表明株主との間で応募契約を締結したのではなく、各応募意向表明株主において本公開買付けへの応募に関する意向を変更することが制限されるものではないとのことです。

（中略）

<取引のストラクチャー図>

① 本日現在

本日現在において、当社株式のうちトヨタ自動車が74,100,604株（所有割合：24.66%）、豊田通商が15,294,053株（所有割合：5.09%）、アイシンが6,578,372株（所有割合：2.19%）、デンソーが14,823,500株（所有割合：4.93%）、豊田氏が141,600株（所有割合：0.05%）、トヨタ不動産が16,291,374株（所有割合：5.42%）、その他の当社株式をその他少数株主が所有しています。また、トヨタ不動産は、2025年6月9日に、公開買付者親会社及び公開買付者を設立しており、公開買付者は、本公開買付対象株式の全てを対象に本公開買付けを実施するとのことです。

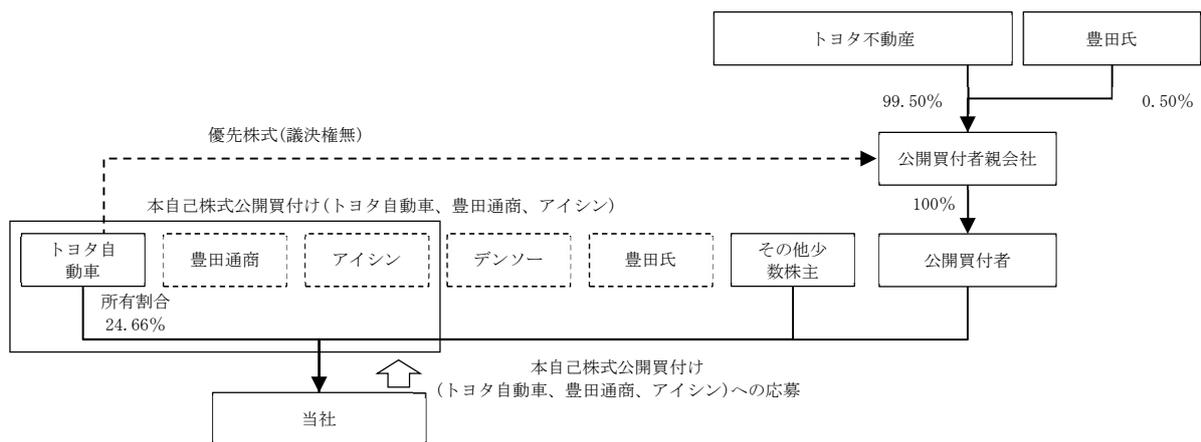
トヨタ不動産、トヨタグループ3社及び応募意向表明株主は、所有する当社株式の全てを本公開買付けに応募する意向であるとのことです。

（中略）

③ 本自己株式公開買付け（トヨタ自動車、豊田通商、アイシン）（～2026年4月中旬又は下旬）

本公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提条件として、トヨタ自動車、豊田通商及びアイシンが本自己株式公開買付け（トヨタ自動車、豊田通商、アイシン）を実施し、当社は、所有するトヨタ自動車、豊田通商及びアイシンの株式を本自己株式公開買付け（トヨタ自動車、豊田通商、アイシン）に応募します。

なお、本自己株式公開買付け（デンソー）に関しては、下記⑥を参照ください。



④ 本スクイーズアウト手続（～2026年5月中旬）

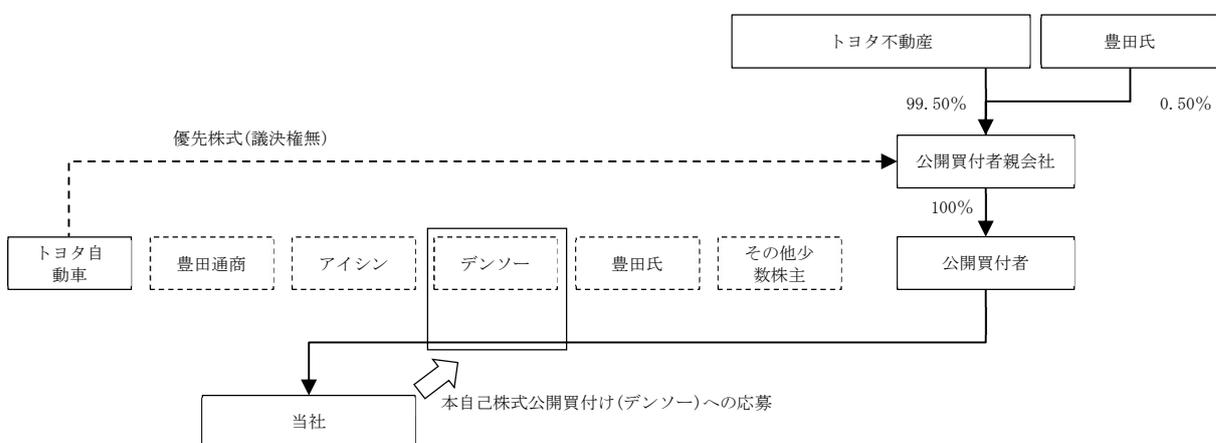
（中略）

⑤ 本自己株式取得（2026年5月中旬又は下旬）

（中略）

⑥ 本自己株式公開買付け（デンソー）（～2026年6月下旬）

本公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提条件として、デンソーが本自己株式公開買付け（デンソー）を実施し、当社は、所有するデンソーの株式を本自己株式公開買付け（デンソー）に応募します。



（中略）

なお、当社の2025年6月3日開催及び本日開催の取締役会決議の詳細は、下記「（6）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「（ix）当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

その後、公開買付者は、2026年1月15日から本公開買付けを開始しておりますが、本公

開買付け開始後における当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性をより一層高めるため、2026年2月12日、公開買付け期間（下記「③ 当社における意思決定に至る過程及び理由」の「(iii) 当社
の意思決定の内容」において定義します。）を2026年3月2日まで延長し、合計31営業日
とすることを決定したとのことです。

（後略）

（変更後）

（前略）

本取引は、①本公開買付け、②（ア）本公開買付けの成立後、本公開買付けの決済の開始日の前営業日までの期間における、本普通株式出資（トヨタ不動産）及び本優先株式出資並びに本普通株式出資（公開買付者親会社（1回目））、（イ）本公開買付けの決済後における、公開買付者親会社によるトヨタ自動車及びトヨタ不動産の取締役会長である豊田章男氏（以下「豊田氏」といいます。）を割当先とする普通株式の第三者割当増資（以下「本普通株式出資（豊田氏）」といいます。）（注14）及び公開買付者による公開買付者親会社を割当先とする普通株式の第三者割当増資（以下「本普通株式出資（公開買付者親会社（2回目）」といいます。）、③本公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提条件とした（i）トヨタ自動車による自己株式の公開買付け（以下「本自己株式公開買付け（トヨタ自動車）」といいます。）、（ii）デンソーによる自己株式の公開買付け（以下「本自己株式公開買付け（デンソー）」といいます。）、（iii）豊田通商による自己株式の公開買付け（以下「本自己株式公開買付け（豊田通商）」といいます。）及び（iv）アイシンによる自己株式の公開買付け（以下「本自己株式公開買付け（アイシン）」といいます。）（以下、（i）～（iv）を総称して「本自己株式公開買付け」といい、（i）及び（iii）を総称して「本自己株式公開買付け（トヨタ自動車、豊田通商）」といい、（ii）及び（iv）を総称して「本自己株式公開買付け（デンソー、アイシン）」といいます。）並びに当社による本自己株式公開買付け（トヨタ自動車、豊田通商）への応募、④本公開買付けにより、本公開買付け対象株式の全てを取得できなかった場合に当社の株主を公開買付者及びトヨタ自動車のみとすることを目的として実施される会社法第180条に基づき行う株式併合（以下「本株式併合」といい、本株式併合により当社の株主を公開買付者及びトヨタ自動車のみとし、当社株式を非公開化するための一連の手続を「本スクイーズアウト手続」といいます。）、⑤本スクイーズアウト手続の完了を条件として当社によって実施されるトヨタ自動車所有当社株式の自己株式取得（以下「本自己株式取得」といいます。）、⑥本公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提条件とした本自己株式公開買付け（デンソー、アイシン）及び当社による本自己株式公開買付け（デンソー、アイシン）への応募からそれぞれ構成されるとのことです。なお、本株式併合の詳細については、下記「（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。

(中略)

(iv) 本自己株式公開買付け (アイシン)

アイシンが 2025 年 6 月 3 日付で公表した「自己株式の取得に係る事項の変更及び自己株式の公開買付けの開始予定に関するお知らせ」(以下「本自己株式公開買付けプレスリリース (アイシン)」)と、本自己株式公開買付けプレスリリース (トヨタ自動車)、本自己株式公開買付けプレスリリース (デンソー) 及び本自己株式公開買付けプレスリリース (豊田通商) と併せて「本自己株式公開買付けプレスリリース」と総称します。)によると、アイシンは、同日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及びアイシンの定款の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本自己株式公開買付け (アイシン) を行う予定であることを決議したとのことです。

その後、アイシンが本日付で公表した「自己株式の公開買付けの買付条件等の変更及び自己株式取得に係る事項の変更に関するお知らせ」(以下「本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース (アイシン)」)と、本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース (トヨタ自動車)、本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース (デンソー) 及び本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース (豊田通商) と併せて「本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース」と総称します。)によると、アイシンは、本日開催の取締役会において、本自己株式公開買付けにおける買付け等の価格 (以下「本自己株式公開買付価格 (アイシン)」)と、本自己株式公開買付価格 (アイシン) を最終的に決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所プライム市場におけるアイシン普通株式の終値又は同日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所プライム市場におけるアイシン普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して 10%のディスカウントを行った金額 (小数点以下を四捨五入。但し、かかる金額が本自己株式公開買付け (アイシン) の実施予定の決議に係る取締役会開催日の前営業日である 2025 年 6 月 2 日の東京証券取引所プライム市場におけるアイシン普通株式の終値 1,791 円 (小数点以下を四捨五入。)を上回る場合には 1,791 円)とすることから、本自己株式公開買付価格 (アイシン) を最終的に決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所プライム市場におけるアイシン普通株式の終値又は同日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所プライム市場におけるアイシン普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して 10%のディスカウントを行った金額 (小数点以下を四捨五入。但し、かかる金額が本自己株式公開買付け (アイシン) の買付条件等の変更の決議に係る取締役会開催日の前営業日である 2026 年 1 月 13 日の東京証券取引所プライム市場におけるアイシン普通株式の終値 3,078 円 (小数点以下を四捨五入。)を上回る場合には 3,078 円)とすることに変更することを決議したとのことです。

その後、アイシンが 2026 年 3 月 2 日付で公表した「(開示事項の経過) 自己株式の公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」(以下「本自己株式公開買付け開始時期変更プレスリリース (アイシン)」)と、本自己株式

公開買付け（アイシン）を2026年4月28日に予定している2026年3月期第4四半期決算の公表以降に開始することを予定しているとのことです。

なお、本公開買付け合意書において、本公開買付けが成立し、その決済が完了した後、アイシンが、本自己株式公開買付け（アイシン）を開始することを前提条件として、当社は、所有するアイシンの普通株式の全部（23,239,227株、アイシン株式所有割合（注18）：3.20%）を本自己株式公開買付け（アイシン）に応募することを合意しております。本自己株式公開買付け（アイシン）の詳細については、本自己株式公開買付けプレスリリース（アイシン）、本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース（アイシン）及び本自己株式公開買付け開始時期変更プレスリリース（アイシン）をご参照ください。

（中略）

また、本公開買付けに際して、トヨタ不動産は、本取引検討中における機密保持の観点から、本公開買付けの開始予定の公表以前には、トヨタ自動車及びトヨタグループ3社並びに豊田氏を除く当社株主への本公開買付けに関する説明は行っておらず、当該各当社株主からは、その所有する当社株式について、本公開買付けへの応募の意向の連絡を受けてはいなかったとのことですが、公開買付者は、本公開買付けの成立確度を高める観点で、2025年12月上旬より、保有株式数、応募見込み等を勘案し、複数の当社株主に本公開買付けへの応募を要請し、本日までに、（a）株式会社ジェイテクト（2,002,625株、所有割合：0.67%）、（b）愛知製鋼株式会社（478,305株、所有割合：0.16%）、（c）公益財団法人豊田理化学研究所（119,000株、所有割合：0.04%）、（d）愛三工業株式会社（113,557株、所有割合：0.04%）、（e）トヨタL&F広島株式会社（100,494株、所有割合：0.03%）、（f）トヨタ瑞浪開発株式会社（99,300株、所有割合：0.03%）、（g）大豊工業株式会社（81,500株、所有割合：0.03%）、（h）トヨタ紡織株式会社（33,985株、所有割合：0.01%）、（i）興和株式会社（565,050株、所有割合：0.19%）、（j）浅井産業株式会社（292,500株、所有割合：0.10%）、（k）あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（3,922,472株、所有割合：1.31%）、（l）三井住友海上火災保険株式会社（2,619,400株、所有割合：0.87%）、（m）東京海上日動火災保険株式会社（2,019,550株、所有割合：0.67%）（以下、（a）～（m）の株主を総称して「応募意向表明株主」といいます。）から、各応募意向表明株主が所有する当社株式の全て（合計所有株式数：12,447,738株、合計所有割合：4.14%）について、それぞれ本公開買付けに応募する意向があるとの連絡を受けたとのことです。もともと、公開買付者は、各応募意向表明株主から当該意向の連絡を受けたにとどまり、各応募意向表明株主との間で応募契約を締結したのではなく、各応募意向表明株主において本公開買付けへの応募に関する意向を変更することが制限されるものではないとのことです。

また、本公開買付けの実施に関する公表日である2025年6月3日以降、トヨタ不動産は、当社の株主である多数の機関投資家との間で、個別に本公開買付けに関する対話を行ってきたとのことです。その結果、トヨタ不動産は、2026年2月28日、より多くの株主の皆様にご賛同いただくことが本公開買付けの成立にとって重要であるとの判断に至り、三井住

友銀行、三菱UFJ銀行及び株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）から、必要な借入金額に係る融資証明書を取得できることを条件として、公開買付価格を18,800円から20,600円へ最終かつ最善の価格として引き上げる意向を固めたとのことです。このような多数の機関投資家との協議の過程において、トヨタ不動産は、Elliott Advisors (UK) Limited（以下「エリオット」といいます。）との間においても、当社株式の本公開買付けへの応募について協議をしたとのことです。その結果、トヨタ不動産及びエリオットは、2026年3月1日付で、本応募前提条件（下記「4. 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」に定義します。）が充足されることを条件として、エリオット及びその関係者が、当社株式20,036,150株（所有割合：6.7%）及び同日以降にエリオット又はその関係者が所有することとなる当社株式（以下「本エリオット所有株式」といいます。）を本公開買付けに応募する旨の応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結したとのことです。公開買付者は、2026年3月9日までに、三井住友銀行、三菱UFJ銀行及びみずほ銀行から、本変更後公開買付価格（下記「4. 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」に定義します。）を前提とした買付け等に要する資金に充当するために必要な借入金額に係る融資証明書を取得できることを条件として、本公開買付価格を20,600円に引き上げる予定とのことです。

本応募契約の詳細につきましては、下記「4. 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

なお、エリオットの関係者であるElliott Investment Management L.P.が提出した2026年2月5日付変更報告書において、同社は当社株式23,251,500株（所有割合：7.7%）を直接又は間接に保有している旨が記載されていますが、エリオットによれば、同社は、2025年12月31日時点で約800億米ドルの運用資産を有しており、通常、その投資に関し、金融機関等との各種アレンジメントを通じて保有、組成、ヘッジ又は資金調達を行っているとのことであり、本エリオット所有株式は、上記の金融機関等との各種アレンジメント等を踏まえ、本応募契約の締結時点において、エリオットが本公開買付けへの応募を確約することができる当社株式の全てであるとのことです。

（中略）

<取引のストラクチャー図>

① 本日現在

本日現在において、当社株式のうちトヨタ自動車が74,100,604株（所有割合：24.66%）、豊田通商が15,294,053株（所有割合：5.09%）、アイシンが6,578,372株（所有割合：2.19%）、デンソーが14,823,500株（所有割合：4.93%）、豊田氏が141,600株（所有割合：0.05%）、トヨタ不動産が16,291,374株（所有割合：5.42%）、その他の当社株式をその他少数株主が所有しています。また、トヨタ不動産は、2025年6月9日に、公開買付者親会社及び公開買付者を設立しており、公開買付者は、本公開買付対象株式の全てを対象に本公開買付けを実施するとのことです。

トヨタ不動産、トヨタグループ3社及び応募意向表明株主は、所有する当社株式の全てを本公開買付けに応募する意向であるとのことです。

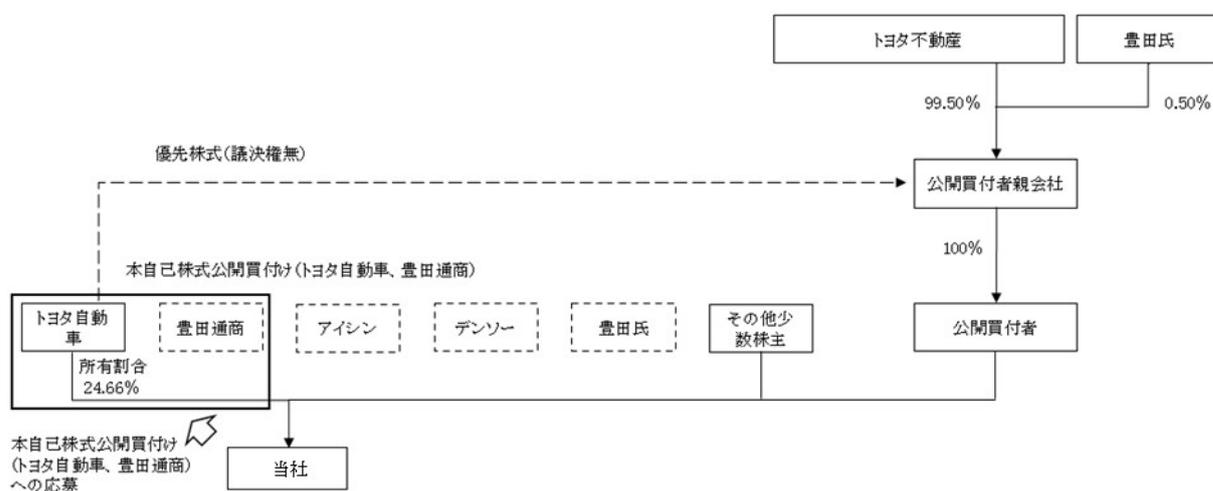
エリオット及びその関係者は、本応募前提条件が充足されることを条件として、本エリオット所有株式を本公開買付けに応募する意向であるとのことです。

(中略)

③ 本自己株式公開買付け (トヨタ自動車、豊田通商) (～2026年5月中旬)

本公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提条件として、トヨタ自動車及び豊田通商が本自己株式公開買付け (トヨタ自動車、豊田通商) を実施し、当社は、所有するトヨタ自動車及び豊田通商の株式を本自己株式公開買付け (トヨタ自動車、豊田通商) に応募します。

なお、本自己株式公開買付け (デンソー、アイシン) に関しては、下記⑥を参照ください。



④ 本スクイーズアウト手続 (～2026年6月上旬又は中旬)

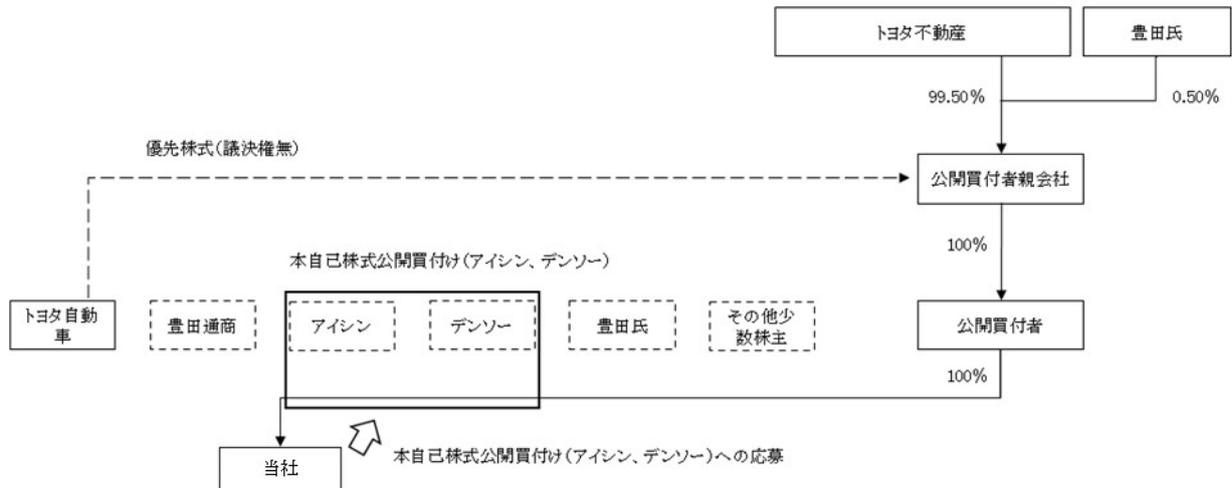
(中略)

⑤ 本自己株式取得 (2026年6月中旬)

(中略)

⑥ 本自己株式公開買付け (デンソー、アイシン) (～2026年6月下旬)

本公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提条件として、デンソー及びアイシンが本自己株式公開買付け (デンソー、アイシン) を実施し、当社は、所有するデンソー及びアイシンの株式を本自己株式公開買付け (デンソー、アイシン) に応募します。



(中略)

なお、当社の 2025 年 6 月 3 日開催及び本日開催の取締役会決議の詳細は、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「(ix) 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

その後、公開買付者は、2026 年 1 月 15 日から本公開買付けを開始しておりますが、本公開買付け開始後における当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性をより一層高めるため、2026 年 2 月 12 日、公開買付期間（下記「③ 当社における意思決定に至る過程及び理由」の「(iii) 当社の意思決定の内容」において定義します。）を 2026 年 3 月 2 日まで延長し、合計 31 営業日とすることを決定していたとのことです。

その後、公開買付者は、トヨタ不動産がエリオットとの間で本応募契約を締結したことに伴い、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供するためにも、2026 年 3 月 2 日、公開買付期間を 2026 年 3 月 16 日まで延長し、合計 41 営業日とすることを決定したとのことです。

(後略)

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

(x) 本公開買付けの公正性を担保するための客観的状況の確保
(変更前)

トヨタ不動産によれば、公開買付期間は、20 営業日に設定されておりましたが、本公開買付け開始後における当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性をより一層高めるため、2026 年 2 月 12 日、

公開買付期間を 31 営業日に変更しているとのことです。また、本公開買付けはいわゆる事前公表型公開買付けであり、本公開買付価格を含む一連の取引条件が公表された後、本公開買付けの開始まで比較的長期間が確保されているとのことです。また、トヨタ不動産は、当社との間において、当社による対抗的買収提案者との接触等を過度に制限するような内容の合意を行っておりません。そのため、トヨタ不動産は、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、また、対抗的買収提案者による買収提案の機会を確保しているものと考えているとのことです。

(変更後)

トヨタ不動産によれば、公開買付期間は、20 営業日に設定されておりましたが、本公開買付け開始後における当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性をより一層高めるため、2026 年 2 月 12 日、公開買付期間を 31 営業日に変更しているとのことでした。また、トヨタ不動産がエリオットとの間で本応募契約を締結したことに伴い、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供するためにも、2026 年 3 月 2 日、公開買付期間を 41 営業日に変更しているとのことです。また、本公開買付けはいわゆる事前公表型公開買付けであり、本公開買付価格を含む一連の取引条件が公表された後、本公開買付けの開始まで比較的長期間が確保されているとのことです。また、トヨタ不動産は、当社との間において、当社による対抗的買収提案者との接触等を過度に制限するような内容の合意を行っておりません。そのため、トヨタ不動産は、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、また、対抗的買収提案者による買収提案の機会を確保しているものと考えているとのことです。

4. 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

(変更前)

(前略)

(2) 本公開買付合意書

(中略)

(注 9) 本公開買付合意書において、①書面により終了を合意した場合、②本基本契約が解除その他の理由により終了した場合、③本公開買付けが 2026 年 3 月 31 日（当社、トヨタ不動産及び公開買付者間で別途合意した場合にはその日）までに開始されなかった場合、④本公開買付けが開始されたが成立せず終了した場合のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本公開買付合意書は自動的に終了するものとされております。

(変更後)

(前略)

(2) 本公開買付合意書

(中略)

(注9) 本公開買付合意書において、①書面により終了を合意した場合、②本基本契約が解除その他の理由により終了した場合、③本公開買付けが2026年3月31日(当社、トヨタ不動産及び公開買付者間で別途合意した場合にはその日)までに開始されなかった場合、④本公開買付けが開始されたが成立せずに終了した場合のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本公開買付合意書は自動的に終了するものとされております。

(3) 本応募契約

上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けに際し、トヨタ不動産は、2026年3月1日付で、エリオットとの間で、以下の内容を含む本応募契約を締結したとのことです。なお、トヨタ不動産は、本公開買付けに関して、本応募契約以外に、エリオットとの間で合意を行っておらず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外にトヨタ不動産又は公開買付者からエリオットに対して供与される利益は存在しないとのことです。

(i) エリオット及びその関係者が、(a) 適用法令に定める手続に基づき本公開買付価格が20,600円以上の価格(以下「本変更後公開買付価格」という。)に変更されること、(b) トヨタ不動産が、2026年3月2日付で、本応募契約を締結したこと及び本公開買付価格を20,600円に変更する意図を有していることを開示すること、並びに、(c) エリオットによる本応募(以下に定義する。)が法令等又は司法・行政機関等の判断等に違反しないこと(但し、当該違反が、エリオット又はその関係者が生じさせたもの又はその責めに帰すべきものである場合は除く。)(a)、(b)及び(c)を総称して、「本応募前提条件」という。)を条件として、以下の義務を負うこと。

ア. 本エリオット所有株式の全てを、本公開買付けに応募し(以下「本応募」という。)、本応募を撤回しないこと。

イ. 当社株式に対する公開買付けを開始又は支援しないこと。

ウ. 本取引に関し、当社株式を対象とする株式買取請求権その他これに類する権利を行使しないこと。

(ii) 本応募契約は、2026年3月9日までに本公開買付価格が20,600円以上の価格に変更されない場合、又は、2026年4月14日までに本公開買付けが成立しない場合には、終了すること。

以上